

. 1 . 3 . 社会保障制度審議会

児童手当法の制定について（46 . 2 . 10 . ）

昭和46年2月1日厚生省発児第11号で諮問のあった標

記の件について、本審議会の意見は次のとおりである。

記

児童の養育費は、長期にわたり家計費への圧迫となる。しかも児童の健全育成の主たる場は家庭にある。憲法における義務教育無償の大原則も、児童手当の創設によって、その基盤を培うこととなる。この意味において、本審議会は、他にさきがけて、本制度の創設を提唱して来たところであるが、それが曲りなりにも、また極めて貧弱な内容であるにもせよ、いよいよ発足の段階を迎えたことは、国民の要望にも一応答えたものとして、評価できよう。「社会保障の最低基準に関する国際条約」中、唯一のブランクであった部門も、形式的にはこれによって埋められ、ILO常任理事国としての面目の維持にも、若干寄与することとなるであろう。

現在すでにこの制度を実施している60数カ国の実情をみるに、その本来の目的はほぼ同様であっても、発足当時における各国の経済事情、社会事情等の背景が反映し、本来第二次的な政策目的がさらに加わり、その内容は、他の社会保障制度に比べ国により甚だしく区々となっている。こういう関係も手伝ってであろうか、案件の性質上関係者の利害の対立がはげしかったためであろうか、まとめ上げられた今回の諮問の案は、内容の貧弱さは一応別としても、なお数多くの問題点を内蔵している。被用者と被用者以外との均衡はこれでとれているのか。さらに負担、給付、所得制限などについても疑問がある。ことにそれが他の社会保障制度の行き方との間に調和のとれていない面もあるようである。義務教育終了前の制限を18歳まで引き上げたことは、ささやかながら進歩にはちがいないが、この際さらに一步を進めて心身障害児の関係にまで配慮を及ぼすことはできなかったか。行政的、技術的な面においても、拠出金の徴収その他検討のゆき届いていない点、今後の工夫努力に待つべきものが散見される。

本制度は、将来飛躍的に発展させなければ本来の目的を達成できない。またこのような経済社会事情の下に発足するものである以上、狭義の社会保障目的を満足させるだけではなく、産業構造や就業構造の変化、労働力の流動化、中高年齢層再雇用の促進、同性質の賃金との調整等雇用面からの要請にも応えられるようなものとならねばならない。この制度の展開に当たり、少なくともこれらの障害とならないような配慮はぜひ必要である。